○国土交通省令第二十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第五項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官） **第九条**　（略） 2　（略） 3　福岡航空交通管制部の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、航空交通管制に用いる機械施設の運用の調整に関する事務をつかさどる。 （削る） （削る） （削る） 4　（略） （削る） 5‖　施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。 6‖　先任施設運用管理官は、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。 （削る） （削る）	（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官） **第九条**　（略） 2　（略） 3　福岡航空交通管制部の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一‖　航空交通管制に用いる機械施設の運用状況に関する情報の収集及び分析に関すること。 二‖　航空交通管制に用いる機械施設の運用の調整に関すること。 三‖　航空交通管制に用いる機械施設の保全に関する技術の改善に関すること。 4　（略） 5‖　福岡航空交通管制部の航空灯火・電気技術官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空交通の管理に関する事務を遂行するために使用する航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システムを除く。次号において同じ）の運用状況に関する情報の収集及び分析に関すること。 二　航空交通の管理に関する事務を遂行するために使用する航空灯火その他の電気施設の運用の調整に関すること。 6‖　札幌航空交通管制部、東京航空交通管制部、神戸航空交通管制部にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。 7‖　前項に規定する先任施設運用管理官は、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。 8‖　福岡航空交通管制部にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ先任施設運用管理官及び先任航空灯火・電気技術官とする。 9‖　前項に規定する先任施設運用管理官及び先任航空灯火・電気技術官は、それぞれ施設運用管理官又は航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。